

第 2 5 回 期

第 3 4 回 浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和 8 年 4 月 1 7 日（金） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 0 0 分

2 開催場所 浅川町役場 2 階大会議室

3 出席委員（委員 1 0 人・推進委員 7 人）

会 長	1 0 番	白川	清一
委 員	1 番	兼子	泰彦
同	2 番	高坂	和幸
同	3 番	須藤	孝夫
同	4 番	藤田	保幸
同	5 番	富永	勉
同	6 番	鈴木	啓
同	7 番	須藤	一二
同	8 番	小針	充則
会長職務代理者	9 番	酒井	秀忠
推 進 委 員	（ 中 根 松 ）	会田	信二
同	（ 大 草 ）	斎藤	良文
同	（小貫・太田輪）	薄井	常義
同	（里白石・福貴作）	須藤	寿行
同	（ 山 白 石 ）	我妻	伸司
同	（ 浅 川 ・ 滝 輪 ）	緑川	孝雄
同	（東大畑・畑田）	小室	一男

4 欠席委員（3 名）

推 進 委 員	（ 簗 輪 ・ 袖 山 ）	関根	盛夫
同	（里白石・福貴作）	鈴木	政吉
同	（ 山 白 石 ）	岡田	勇弥

5 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会議書記の指名

日程第 3 付議事項

（1）議案第 8 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について

1 件

（2）議案第 8 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

4 件

6 農業委員会事務局職員
 事務局長 関根 恵美子
 主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第34回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日も、お忙しいなか、ご参集頂き誠にありがとうございます。 4月も半ばとなり、桜も散り毎日慌ただしい日々をお過ごしかと思いますが、いよいよ本格的な農作業の時期となっておりま す。中東情勢の原油問題では先の見えない不透明な状況となっておりますけれども、今は自分達のやれることを精一杯やるのみで早く収束するのを待つばかりと 思っているところでございます。 また、最近気温の寒暖差による風邪が大変流行っているようです。皆様も体に気を付け、健康第一で頑張ってくださいと思っております。 さて、本日の議案ですが、第86号から第87号件数として5件となっております。本日も皆様の慎重審議をよろしく願いしまして、挨拶と します。以上です。
会 長	本日の出席委員は10名中 10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第34回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中 7名です。 議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、2番、高坂和幸委員、3番、須藤孝夫委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第86号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	(議案第86号朗読)

会 長	議案第 8 6 号について、大草地区推進員 斎藤良文委員の調査結果報告及び意見を求めます。
斎藤委員	大草地区担当推進委員の斎藤です。 議案第 8 6 号、農地法第 3 条についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、****、****さん。譲受人、****、****さん。以下記載のとおりです。 4 月 5 日 1 5 時より、地区副担当の須藤委員及び譲受人立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。譲渡人は立ち会いには参加しませんでした。連絡を取ったところ譲受人にすべて任せてあるとのことでした。 申請の事由は、経営規模の拡大に当たり、農地を取得する内容となっています。 以前は譲渡人の父親がほかの人に耕作を依頼していたのですが、ここ数年は耕作されておらず、遊休農地となっておりました。譲渡人は町外在住のため管理が難しく、今回の申請に至ったとのことでした。 譲受人はまじめな方で、地域住民からの信頼も厚い方です。 農地法第 3 条第 2 項の 1 号から 6 号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請は、農業経営規模拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人である****さんは、****地区にて水稻・野菜を合わせて 1. 8 ヘクタールほど栽培されています。 農地の取得後は、地域農業活動の取り決めを守り、農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法については地域の防除基準に従いながら水稻の栽培を行うとのことでした。 以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号について該当するものがなく、問題ないものと思われます。以上です。
会 長	地区担当委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第 8 6 号について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声) 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 8 6 号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

事務局長

(挙手全員)

全員賛成ですので、議案第 86 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定については許可相当と意見決定いたします。

次に、議案第 87 号、農地中間管理の推進に関する法律第 19 条第 3 項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての議案に移りますが、その前に議案第 87 号の①から④については関連がありますので一括して審議したいと思いますと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、議案第 87 号①から④は一括審議とします。

それでは、議案第 87 号、農地中間管理の推進に関する法律第 19 条第 3 項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について①から④を上程いたします。

事務局より議案の朗読及び説明を求めます。

(議案第 87 号朗読)

続けて補足説明いたします。本案件は、農地中間管理事業に伴うものであります。

内容としましては、農地中間管理機構である公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けた農地を、受け手へ分配する案となっております。

この促進計画については農地中間管理機構が定めるものであり、内容に関して意見を求められているものです。意見決定後に、町で公告することとなります。

①から③は農地の出し手である 3 名から農地中管理機構へ貸し付ける案、④は農地中間管理機構から****が借り受ける案となっております。

****は、****地区の農業法人であり、農地所有適格化法人及び認定農業者に該当します。

今回の申請については、****さんが相続された農地の耕作者を探していたことから、隣接している****さんの農地も併せて貸付されることになりました。また、****さんと****さんは親戚関係にあり、****さんは体調面から自分で耕作するのが難しい状況にあったため、****さんの紹介で今回の申請に含めることが決まったそうです。

促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定される、継続的な農業経営状況、従事日数、対象農地の賃借権の設定等を受けるすべての者の同意が得られていること等の要件をすべて満たしていると思われます。以上です。

会 長 須藤（寿）委員	議案第 8 7 号について、里白石・福貴作・染地区推進委員 須藤寿行委員より調査報告及び意見を求めます。 里白石、福貴作、染地区担当の推進委員、須藤寿行であります。 ただいま事務局から説明がありましたとおり、議案第 8 7 号別紙の①****字****番、田、****㎡、ほか 5 筆計****㎡、利用権の設定をする者、****氏です。****氏はこれまで耕作していた親が逝去されたため、今後は耕作できないということです。 ②については****字****番、田、****㎡利用権の設定をする者、****氏です。****氏は高齢になってきたこと、現在病氣療養中のため耕作ができなくなったということです。 ③については****字****番、田、****㎡利用権の設定をする者、****氏です。****氏も高齢となってきたこと、****氏とは昔、隣組であったことなどからの縁で貸し付けをするものです。 ①～③までの貸付人はそれぞれであります、福島県農業振興公社が利用権の設定を受けるものです。 次に④につきましては①から③までの合計 8 筆****㎡について福島県農業振興公社から使用賃借権設定を受けるというもので、借り受け人は、****であります。 令和 6 年 9 月の農業委員会総会時の議案第 4 6 号、令和 7 年 9 月の農業委員会総会時の議案第 6 9 号において農用地利用集積計画について説明してきましたが、****氏については、****地区内はもとより、近隣の行政区内において地域の担い手として農作業に長年従事している方で、農業法人については令和 6 年 2 月に設立したとの説明を行ってきたところです。 耕作面積についても説明してまいりましたが****氏は現在、借入地を含めて田****㎡、畑****㎡の水稻、露地栽培を行い、または計画をしており、農地の集約、農業の安定経営に取り組んでおります。 現状の水稻栽培のほか、そ菜の安定した生産を目指すということで、議案に記載の貸付人の方からも期待されております。 ****氏の現在の農業経営からみて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項に基づく農用地利用集積等促進計画の要件をいずれも満たしていると判断されますので、今回の町作成の促進計画案については問題ないものと考えます。以上です。
会 長	事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第 8 7 号①から④について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声）

事務局長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 8 7 号①から④について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員) 全員賛成ですので、議案第 8 7 号農地中間管理の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について①から④は、許可相当と意見決定いたします。 次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。 なければ事務局より事務連絡をお願いします。 次回総会ですが、5 月 1 9 日(火)午後 1 時 3 0 分より開催予定です。 3 月分の活動記録簿を回収しますので、まだ提出されていない方は事務局まで提出願います。
生田目主査	先月の総会で内容を検討していただいた令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてですが、配布した資料のとおり数値を修正しました。すでに福島県農業会議へ報告し確認を受けておりますので、町ホームページにて今日公表する予定です。
会 長	それでは、以上を持ちまして第 3 4 回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第 1 8 条第 2 項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)